

令和7年度 集団指導 (就労継続支援事業・共同生活援助)

全事業共通の内容について

令和7年8月22日(金)

中部広域市町村圏事務組合



意思決定支援の推進について

意思決定支援を推進するための方策について

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、以下の規定が追加されました。

【取扱方針】

- 事業所は、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

- 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 利用者の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
- 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。

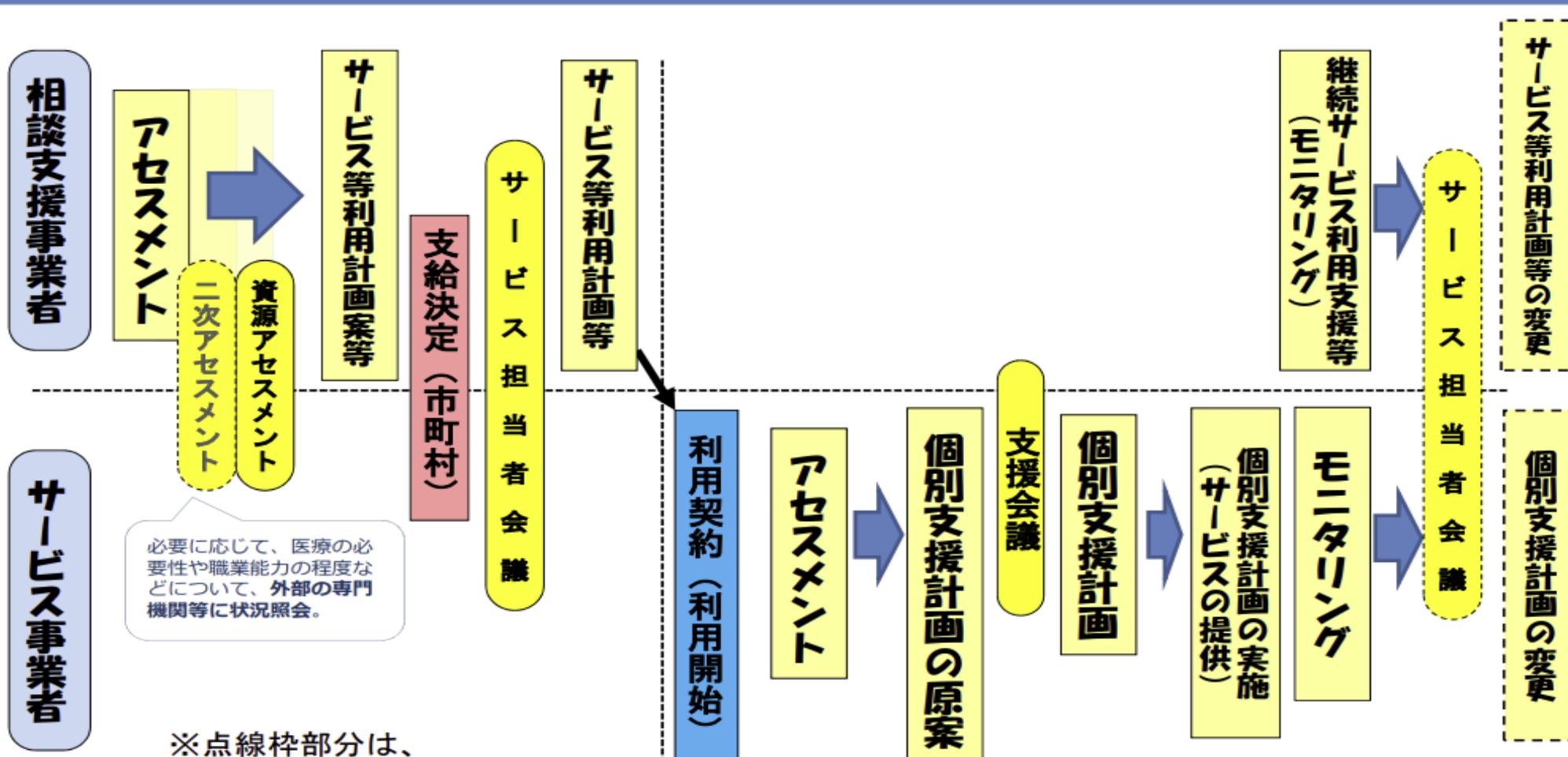
※ 障害者の状況を踏まえたサービス等利用計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

【サービス管理責任者の責務】

- サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

相談支援事業所と障害福祉サービス事業所との連携について①

指定特定相談支援事業者（計画作成担当）及び障害児相談支援事業者と障害福祉サービス事業者の関係

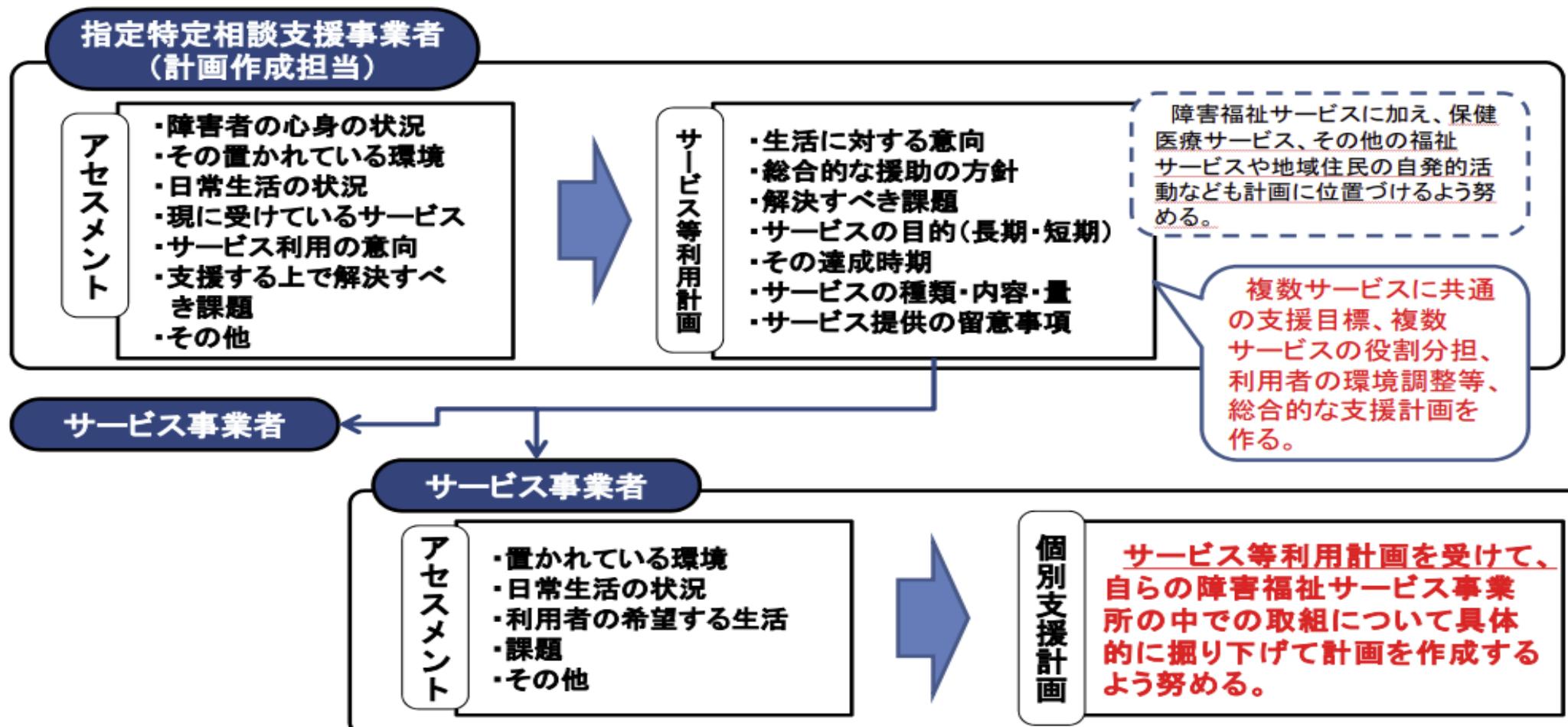


※点線枠部分は、
必要により実施

相談支援事業所と障害福祉サービス事業所との連携について②

サービス等利用計画と個別支援計画の関係

- サービス等利用計画については、相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成。
- 個別支援計画については、サービス管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成。



個別支援計画の作成等について①

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)

(指定療養介護の作成等)

第五十八条 指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定療養介護に係る個別支援計画(以下この章において「療養介護計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下この章において「アセスメント」という。)を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

4 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

5 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上で留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

個別支援計画の作成等について②

- 6 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者及び当該利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 7 サービス管理責任者は、第五項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- 8 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付しなければならない。
- 9 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも六月に一回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行うものとする。
- 10 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- 一 定期的に利用者に面接すること。
 - 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 11 第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

○障がい者虐待防止の更なる推進

障がい者虐待に係る取組について、以下の取り組みが必要だが、一部又は全部が行われていない。

- ①虐待防止委員会の定期的な開催(1年に1回以上)
- ②従業者への定期的な虐待防止研修の実施(1年に1回以上及び職員の新規採用時)
- ③虐待の防止等のための担当者の設置
- ④委員会開催後の、従業者への周知徹底(周知を行った記録まで残すようにして下さい。)

※ 上記①、②、③が未実施の場合、未実施減算が適用されます。

(2024年版 ハンドブック報酬編第2巻P21)

運営指導での主な指摘事項(全事業共通事項)②

○身体拘束の適正化の推進

身体拘束に係る取組について、以下の取り組みが必要だが、一部又は全部が行われていない。

- ①身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること
- ②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催(1年に1回以上)
- ③委員会開催後の、従業者への周知徹底(周知を行った記録まで残すようにして下さい。)
- ④指針の整備
- ⑤従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること
(1年に1回以上及び職員の新規採用時)

※ 上記①、②、④、⑤が行われていない場合、未実施減算が適用されます。
(2024年版 ハンドブック報酬編第2巻P19)

運営指導での主な指摘事項(全事業共通事項)③

○業務継続に向けた取組について

業務継続計画に係る取組について、以下の取り組みが必要だが、一部又は全部が行われていない。

- ①感染症に係る業務継続計画の策定
- ②災害に係る業務継続計画の策定
- ③上記①及び②について、従業者への周知(周知を行った記録まで残すようにして下さい。)
- ④研修及び訓練の定期的な実施(1年に1回以上及び職員の新規採用時)
- ⑤業務継続計画の定期的な見直し
- ⑥上記①及び②で定めた内容について、必要な措置を実施していない

※ 上記①、②、⑥が行われていない場合、未策定減算が適用されます。

(2024年版 ハンドブック報酬編第2巻P18)

○感染症及び食中毒対策の強化

感染症及び食中毒対策の強化に係る取組について、以下の取り組みが必要だが、一部又は全部が行われていない。

- ①感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する
委員会の定期開催(おおむね3月に1回以上)
- ②指針の整備
- ③研修及び訓練の定期的な実施(1年に2回以上及び職員の新規採用時)
- ④委員会開催後の、従業者への周知徹底(周知を行った記録まで残すようにして下さい。)

○非常災害対策の強化

非常災害対策の強化に係る取組について、以下の取り組みが必要だが、一部又は全部が行われていない。

- ①消火設備その他非常災害に際して**必要な設備の設置**
- ②非常災害に関する**具体的計画の策定**
- ③**非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制の整備**
- ④上記①、②及び③について、**従業者への通知**
- ⑤避難、救出その他必要な**訓練の定期的な実施**

運営指導での主な指摘事項(全事業共通事項)⑥

○重要事項説明書

重要事項説明書に記載された内容と運営規程に定められた内容に相違がみられる。また、**利用者に同意を得たことが確認できない。**

○利用契約の締結

利用申込者との利用契約時に作成する契約書について、次の指摘事項が確認された。

- ・利用契約期間が確認できない
- ・法人名で契約すべきところを事業所名で契約している

○契約内容の報告等

契約を締結した際に、契約内容報告書を**市町村へ提出する必要があるが提出していない。**

なお、契約内容の変更時も市町村への提出が必要であることに留意すること。

運営指導での主な指摘事項(全事業共通事項)⑦

○従業者の秘密保持

従業者から、**秘密保持に関する誓約書を取得していない。**なお、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密保持について取り決めを行うこと。

○利用者の個人情報使用同意

個人情報使用の同意について、**利用者及びその家族等からの同意を得ていない。**また、事業所によってはSNS等での顔写真使用許可のみをもって個人情報使用同意としている場合があるため、その場合はサービス提供に当たり関係機関と個人情報を共有することにおいても改めて個人情報使用同意を取ること。

○情報公表未報告の事業所への対応(全事業)

利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表等システム上、未公表となっている事業所に対する「情報公表未報告減算(所定単位数の5%)」を新設する。(2024年版 ハンドブック報酬編第2巻P17)

運営指導での主な指摘事項(全事業共通事項)⑧

○管理者の責務・勤務体制の確保

管理者は、**事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと**となっているが、その管理が適切に行われていない。

例1：モニタリングや個別支援計画の更新時期の管理が適切になされておらず、適切な時期に実施できていない。

例2：利用者の利用状況及び勤務実績(タイムカード等)の管理が適切に行われていない。

例3：従業者の勤務実績(タイムカード等)の管理が適切に行われていない。

例4：従業者の資格証及び実務経験証明書等が運営指導時に確認できない。

例5：勤務条件(職種、勤務場所等)が確認できない。(法人代表等含む)

※ 人員配置基準に係る従業者は、**勤務時間、職種等の勤務条件を明確化**すること。

○事故報告

事業所内等で発生した**事故の報告が、県、市町村に対し速やかに行われていない。**

また、サービス提供による事故であるが、病院受診の際、事業所加入の損害賠償保険を適用していない。

運営指導での主な指摘事項(全事業共通事項)⑨

○個別支援計画について

個別支援計画について、下記の指摘が多く見られた。

例1:サービス管理責任者とは別の従業者が作成していた。

例2:更新の都度、一言一句同じ内容の個別支援計画が作成されていた。

例3:個別支援計画の利用者同意が無かった。

例4:利用者及び相談事業者に交付されていなかった。または、交付したことの記録が無かった。

例5:個別支援会議が開催されていなかった。また、その記録がなかった。

例6:目標を達成しているとして評価されているが、更新後も同じ支援目標が設定されていた。

※ サービス管理責任者が計画作成の一連の流れに関わり、計画作成の責任者として計画にもサービス管理責任者の名前を明記すること。

※ 支援に関する各会議においては、本人や各支援者の意見を記録するとともに、計画変更の必要性、その判断に至る経過等についての検討内容を詳細に記録すること。

○サービス等利用計画と個別支援計画の連動について

サービス等利用計画と個別支援計画について、下記の指摘が多く見られた。

例1:最新のサービス等利用計画を取得していない。

例2:サービス等利用計画と相違する支援目標が設定されていた。

例3:サービス等利用計画が更新されても、個別支援計画の更新又は見直しが行われていなかつた。

例4:サービス等利用計画の週間計画にない利用日に利用が計画されていた。

※ 利用者の状況等により、サービス等利用計画に変更が必要な場合には、
計画相談事業者と連携し、サービス等利用計画の変更を行うこと。

※ 個別支援計画の作成にあたっては、支給決定の根拠となるサービス等利用計画との連動を常に意識してください。

運営指導での主な指摘事項(全事業共通事項)⑪

○アセスメント及びモニタリングの記録

アセスメント及びモニタリングがサービス管理責任者によって実施されていない。また、実施していてもその記録が確認できない。

○サービス提供の記録

サービス提供の記録において、利用者からサービスを提供したことについての確認(サイン等)をもらっていない。

支援記録が活動内容のみとなっており、個別支援計画に基づいた支援や訓練の結果、それらに伴う成長や変化、気付いた点などの支援経過を具体的に記録していない。

※支援記録においては、利用者ごとに個別支援計画(目標・課題等)に基づいた日々の支援の記録を記載するようしてください。

○提供拒否の禁止

原則として、利用申込みに対して応じなければならず、特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することが禁止されているが、これらの理由によりサービスの提供を拒否している。

運営指導での主な指摘事項(全事業共通事項)⑫

○指定障害福祉サービス事業の評価

指定障害福祉サービス事業者は、事業評価を行わなければならぬが、**事業評価の実施が確認できない。**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく**指定障害福祉サービスの事業等**の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)

(指定療養介護の取扱方針)

第五十七条 指定療養介護事業者は、次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者的心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、**指定療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。**

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。**

3 指定療養介護事業所の従業者は、指定療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定療養介護事業者は、**その提供する指定療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならぬ。**

自己点検チェックのための
就労継続支援B型事業ガイドライン案

平成31年(2019年)

平成30年度厚生労働科学研究費補助金

「障害者の福祉的就労・日中活動サービスの質の向上のための研究」

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

参考資料について(全事業共通事項)①

○自己点検チェックのための就労継続支援B型事業ガイドライン案

設置者・管理者向けガイドライン

利用者の希望する就労に向けた知識・技術の向上及び目標工賃の保証を実現するために、生産活動の充実や環境の整備等適宜行うことが重要である。

事業を運営するうえで、コンプライアンスを重視し、提供するサービスの質の向上を図ることが求められる。そのために、必要な人員の確保に努め、サービス管理責任者ならびに従業者の意識形成やスキルアップの向上と、安全に、安心して働ける環境を整えることが必要である。

2. 設置者・管理者向けガイドライン

(1) 基本的役割	5	オ) 特別支援学校等との連携 カ) 他の障害者支援事業所との連携 キ) 高齢者福祉施設等高齢者支援事業所・機関との連携 ク) (地域自立支援) 協議会等への参加
(2) 利用者のニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上	6	⑤養護者、成年後見人等との連携
①環境・体制整備 ア) 適正な規模の利用定員 イ) 適切な職員配置 ウ) 適切な設備等の整備 エ) 適切な生産環境の整備		(3) 利用者への説明や相談援助 ①運営規程の周知 ②利用者及び養護者、成年後見人等との連携に対する支援利用申込時の説明 ③利用者及び養護者、成年後見人等に対する相談援助等 ④工賃支給に関する説明 ④苦情解決対応 ⑤適切な情報伝達手段の確保 ⑥地域に開かれた事業運営
②PDCA サイクルによる適切な事業所の管理 ア) 事業運営の理念・方針の設定・見直しと職員への徹底 イ) 複数のサイクル(年・月等)での目標設定と振り返り ウ) コミュニケーションの活性化等 エ) 利用者の意向等の把握 オ) 支援の継続性 カ) 適切な生産計画の立案と生産管理		(4) 緊急時の対応と法令遵守 ①緊急時対応 ②非常災害・防犯対策 ③虐待防止の取組 ④身体拘束等への対応 ⑤衛生・健康管理 ⑥安全確保 ⑦秘密保持等 ⑧生産製品の品質管理
③従業者等の知識・技術の向上 ア) 従業者等の知識・技術の向上の働きかけ イ) 研修受講機会等の提供		
④関係機関・団体、養護者等との連携 ア) 相談支援事業者との連携 イ) 企業、農業団体、商工会、官公庁、共同受窓口等との連携 ウ) ハローワーク、就業・生活支援センター等就労支援機関との連携 エ) 医療機関との連携	11	

参考資料について(全事業共通事項)②

○自己点検チェックのための就労継続支援B型事業ガイドライン案

サービス管理責任者向けガイドライン

利用する者一人ひとり適切なアセスメントを行ったうえで、相談支援事業所等が作成したサービス等利用計画の内容と連動した個別支援計画を作成し、すべての従業者が個別支援計画に基づいた支援を行っていくように調整する。

また、提供される支援のプロセスを管理し、客観的な評価等を行う役割がある。サービス管理責任者は、サービスが円滑に提供できるよう、事業所の従業者への指導や助言等を積極的に行い、チームとしての実践が可能となるようマネジメントをする役割がある。

3. サービス管理責任者向けガイドライン	
(1) 基本的役割	13
(2) 利用者のニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上	14
①個別支援計画に基づく適切な支援の提供 ア) 利用者が置かれている環境に対するアセスメント イ) 個別支援計画の作成 ウ) タイムテーブル、活動プログラムの立案 エ) 日々の適切な支援の提供 オ) 個別支援計画の実施状況把握（モニタリング） カ) 個別支援計画の変更 キ) 相談支援事業所とのサービス担当者会議の実施（サービス等利用計画と連動した総合的な支援方針の確認）	
②従業者等の知識・技術の向上 ア) 従業者等の知識・技術の向上の働きかけ イ) 研修受講機会等の提供 ウ) 事業所の就労支援環境の把握	
③関係機関・団体、養護者等との連携 ア) 相談支援事業者との連携 イ) 他の障害者支援事業所との連携 ウ) 医療機関や専門機関との連携 エ) 特別支援学校等との連携 オ) 高齢者福祉施設等高齢者支援事業所・機関との連携 カ) （地域自立支援）協議会等への参加	
④養護者、成年後見人等との連携	
(3) 利用者への説明や相談援助	17
①利用者に対する運営規程や個別支援計画の内容についての丁寧な説明 ②利用者に対する相談援助等 ③工賃支給に関する説明 ④苦情解決対応 ⑤適切な情報伝達手段の確保	
(4) 緊急時の対応と法令遵守	18
①緊急時対応 ②非常災害・防犯対策 ③虐待防止の取組 ④身体拘束等への対応 ⑤衛生・健康管理 ⑥安全確保 ⑦秘密保持等	

参考資料について(全事業共通事項)③

○自己点検チェックのための就労継続支援B型事業ガイドライン案

従業者向けガイドライン

個別支援計画に基づき、当該事業所を利用する者一人ひとりのニーズや希望する生活、ならびに障害特性や心身の状況等に応じて、専門的な知識と技術を持って、支援を行う役割がある。

従業者は、個別支援計画の作成・モニタリング・変更に際しては積極的に関与するとともに、利用者のサービス等利用計画と個別支援計画の内容について熟知し、日々の支援を行う必要がある。

3. サービス管理責任者向けガイドライン		
(1) 基本的役割	13	(3) 利用者への説明や相談援助 ①利用者に対する運営規程や個別支援計画の内容についての丁寧な説明 ②利用者に対する相談援助等 ③工賃支給に関する説明 ④苦情解決対応 ⑤適切な情報伝達手段の確保
(2) 利用者のニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上 ①個別支援計画に基づく適切な支援の提供 ア) 利用者が置かれている環境に対するアセスメント イ) 個別支援計画の作成 ウ) タイムテーブル、活動プログラムの立案 エ) 日々の適切な支援の提供 オ) 個別支援計画の実施状況把握（モニタリング） カ) 個別支援計画の変更 キ) 相談支援事業所とのサービス担当者会議の実施（サービス等利用計画と連動した総合的な支援方針の確認） ②従業者等の知識・技術の向上 ア) 従業者等の知識・技術の向上の働きかけ イ) 研修受講機会等の提供 ウ) 事業所の就労支援環境の把握 ③関係機関・団体、養護者等との連携 ア) 相談支援事業者との連携 イ) 他の障害者支援事業所との連携 ウ) 医療機関や専門機関との連携 エ) 特別支援学校等との連携 オ) 高齢者福祉施設等高齢者支援事業所・機関との連携 カ) (地域自立支援) 協議会等への参加 ④養護者、成年後見人等との連携	14	17
(4) 緊急時の対応と法令遵守 ①緊急時対応 ②非常災害・防犯対策 ③虐待防止の取組 ④身体拘束等への対応 ⑤衛生・健康管理 ⑥安全確保 ⑦秘密保持等		18